

平成27年3月27日

各都道府県知事  
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）  
各指定都市市長  
（人事担当課扱い）  
各人事委員会委員長

） 殿

総務省自治行政局公務員部長

「夏の生活スタイル変革」（朝型勤務）について

平成27年2月12日の施政方針演説において、安倍内閣総理大臣から、昼が長い夏は、朝早くから働き、夕方からは家族や友人との時間を楽しむという、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動（「夏の生活スタイル変革」）を展開するとの方針が示されました（別紙1参照）。

このため、国家公務員が「夏の生活スタイル変革」を率先して実践し、国家公務員の「ワークライフバランス推進強化月間」と位置付けている7月及び8月に、「朝型勤務」の推進に取り組むこととしています（別紙2参照）。さらに、来年度以降は法改正を前提としたフレックスタイム制の活用により、「夏の生活スタイル変革」の一層の推進を図ることとしています。

「夏の生活スタイル変革」については、本日の閣僚懇談会において、安倍内閣総理大臣から、総務大臣にあつては地方公共団体に、厚生労働大臣にあつては民間企業に、この取組が浸透するよう周知に努めていただきたい旨の発言がありました。

もとより、地方公共団体では住民に身近な行政サービスの提供を担っており、特に市区町村では窓口業務など直接住民に接する部署が多く、団体の規模や例えば被災地など地域の状況等も様々です。ついては、各地方公共団体におかれましては、本年夏の地方公務員の「朝型勤務」について、国家公務員の取組を参考としつつ、各々の事務事業等に支障が生じないよう十分に留意の上、できるところから各団体の実情に即した柔軟な取組を検討していただくようお願いいたします。

各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。また、今後、国家公務員における取組等について、随時、情報提供を行う予定です。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

連絡先

公務員課公務員第四係 小野寺、西口、西部  
電話 03-5253-5544（直通）

平成27年2月12日

内閣総理大臣 施政方針演説（抄）

昼が長い夏は、朝早くから働き、夕方からは  
家族や友人との時間を楽しむ。夏の生活スタイル  
を変革する新たな国民運動を展開します。

# 国家公務員における「夏の生活スタイル変革」（朝型勤務と早期退庁の勧奨） の実施方針

内閣人事局

## 1 趣旨

我が国の長時間労働を打破し、働き方を含めた生活スタイルを変革する国民運動を、政府を挙げて展開する。

このため、国家公務員については、率先して取組を進めることとし、実施に当たって、以下の3点を重視する。

- ① 朝型勤務を実施し、退庁時間も早め、一日の時間を有効に使うことにより、ワークライフバランスを実現すること
- ② 業務の無駄を徹底的に排除し、業務を効率化すること
- ③ 職員の士気の向上も通じて、国民への行政サービスの維持・向上を徹底すること

## 2 実施時期

平成27年7月及び8月（ワークライフバランス推進強化月間に実施）

## 3 対象機関・職員

### ○ 対象機関

原則として全ての府省等（地方機関等を含む）が対象

### ○ 対象職員

各府省等において、業務の特性や職員・組織の状況も考慮しつつ、一部期間の実施も含め、できる限り多くの職員に実施させる。

具体的な対象職員の範囲は各府省等において判断することとするが、実施が困難なものとして想定される職員の例は以下のとおり。

- ① 交替制勤務職員等業務の性質上実施が困難な職員
  - ② 育児・介護等本人の事情により実施が困難な職員
  - ③ 実施することにより確実に行政サービスの低下につながる職員
  - ④ 業務の繁忙期となることが予め見込まれ、実施することにより7月・8月を通じて確実に労働時間の増加につながる職員
- ※ ③・④については、一部期間の実施や体制上の工夫により可能な場合には実施に努める。

#### 4 実施内容

- 通常の勤務時間開始時刻（8:30～9:30）を1～2時間程度早め、7:30～8:30（終業時刻は16:15～17:15）等となるよう勤務時間を割振り（早出勤務の活用）
  - ※ なお、行政サービスの低下を招かないよう、官庁執務時間（8:30～17:00）は変更しない。そのため、実施に当たっては、官庁執務時間中や緊急時に、組織体としての対応が可能となるよう、各部局等において、職員や係ごとに実施期間を変える、始業時刻をずらす等の工夫を行う。
  
- 早朝出勤の職員は、原則定時退庁
  - ※ 定時退庁が困難な日でも、可能な限り早期に退庁させるなど、職員の労働強化につながらないよう、各職場において、職員の状況に応じた運用を行う。また、これにより、早朝出勤職員以外の職員など全体として超過勤務が増加しないよう配慮する。
  
- 期間中の毎週水曜日の全省庁一斉定時退庁日には、本府省等（霞が関等）において、遅くとも20時までの庁舎の消灯を励行（国会関係業務などの業務等がある場合を除く）
  
- 期間中は、早朝出勤の職員が超過勤務をすることのないよう、政府全体で、原則16:15以降に会議時間を設定しない等の取組を徹底
  
- 実施した職員数及びその効果等をフォローアップ
  
- 併せて、業務効率化、早期退庁目標の設定その他のワークライフバランス推進強化月間の取組を推進することにより、省全体として超過勤務縮減を図る